

2009年2月17日
株式会社日立製作所
執行役社長 古川 一夫
(コード番号:6501)
(上場取引所:東・大・名・福・札)

株式会社日立産機システム
取締役社長 椎木 清彦

会社分割契約締結に関するお知らせ

株式会社日立製作所(以下、日立)と株式会社日立産機システム(以下、日立産機)は、2008年11月28日に合意した小型空気圧縮機事業の移管に関して、本日、吸収分割契約書を締結しました。本件は、日立グループにおける事業構造の最適化と圧縮機事業の拡大・成長を目的として、2009年4月1日付で、日立の小型空気圧縮機事業について日立産機に移管するものです。

会社分割の要旨

(1) 分割の日程

吸収分割契約書の承認・締結	2009年2月17日
吸収分割の効力発生日	2009年4月1日

(注) 本会社分割は、会社法第784条第3項に定める簡易吸収分割に該当するため、日立において分割契約書の承認に関する株主総会を開催する予定はありません。

(2) 分割方式

日立を分割会社とし、100%子会社である日立産機を承継会社とする分社型吸収分割。

(3) 分割により減少する日立の資本金等

日立の資本金および資本準備金は減少しません。

(4) 日立の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

分割に際し、日立の新株予約権者に対して、当該新株予約権に代わる日立産機の新株予約権は交付しません。

(5) 日立産機が承継する権利義務

日立は、分割の効力発生日前日における承継事業に関する資産、債権・債務、契約上の地位等を日立産機に承継させます。

(6) 債務履行の見込み

日立と日立産機は分割の効力発生日以後に弁済期が到来する各社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しました。

分割当事会社および分割する事業部門の概要並びに分割後の状況等については、2008年11月28日公表の当社ニュースリリース「会社分割による小型空気圧縮機事業の再編について」に記載のとおりです。

以 上

このニュースリリース記載の情報(製品価格、製品仕様、サービスの内容、発売日、お問い合わせ先、URL 等)は、発表日現在の情報です。予告なしに変更され、検索日と情報が異なる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。
